

# 新システムへの移行に伴う お知らせ

〈Porsche Card 会員様用〉

平素はPorsche Cardをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、2018年8月6日(月)より新システムに移行させていただきます。

これに伴い、ショッピングご利用代金のご請求月、ご利用可能枠等クレジットカードシステム、ならびに会員規約の一部が変更になります。

なお、お持ちいただいておりますPorsche Cardは通常どおりご利用いただけますのでご安心ください。

また、新システムへの移行に関しまして、お客さまによるお手続きは必要ございません。

このたびの変更之际し、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後ともPorsche Cardをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

2018年6月

株式会社アプラス

# 1. ご利用可能枠

現在は、クレジットカードごとに「ご利用可能枠」を設定しており、その内枠として「キャッシング利用可能枠」を設定しております。

新システムでは、ショッピング用の「ショッピング利用可能枠」とキャッシング用の「キャッシング利用可能枠」を別々に設定いたします。詳しくは、図1をご覧ください。

お客さまのカードのご利用可能枠につきましては、2018年8月6日以降、NETstation\*APLUSまたはご利用明細書にてご確認ください。

※法人カード会員様はNETstation\*APLUSはご利用いただけません。

〈図1〉



## 2. クレジットカードを複数枚お持ちのお客さまのご利用可能枠

ご利用可能枠はクレジットカードごとに設定しておりますが、複数枚のクレジットカードをお持ちいただいておりますお客さまには「お客さまのご利用可能枠」を設定いたします。

お客さまのご利用可能枠は、複数枚のクレジットカードのうち最も大きなご利用可能枠を設定したカードのご利用可能枠と同額となります。

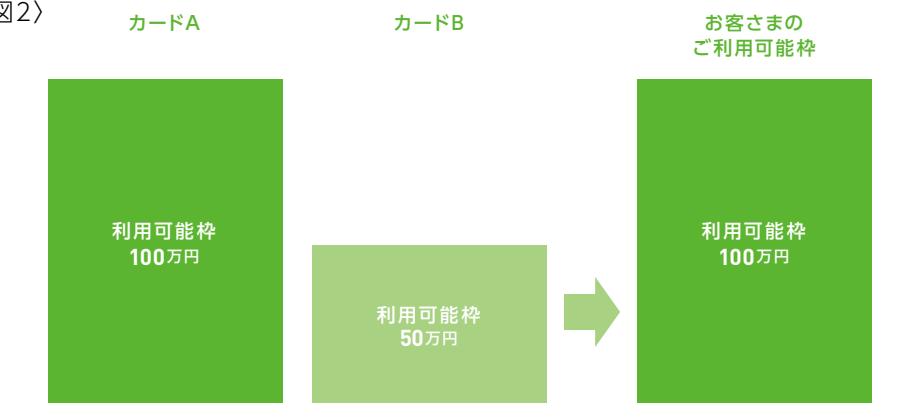
例えば、ご利用可能枠100万円のカードAとご利用可能枠50万円のカードBをお持ちのお客さまのご利用可能枠は100万円となります。詳しくは、図2をご覧ください。

この変更により、お客さまのご利用可能枠が小さくならないよう、新システムへの移行時に、クレジットカードごとに設定しておりますご利用可能枠を増枠いたします。

カードのご利用可能枠につきましては、2018年8月6日以降、NETstation\*APLUSまたはご利用明細書にてご確認ください。

※法人カード会員様はNETstation\*APLUSはご利用いただけません。

〈図2〉



## 3. ポルシェマイレージの有効期限

「ポルシェマイレージ」の有効期限は、現在は付与月に関係なく一律に5年後の3月末日ですが、新システムではポイント付与月から5年後の14日といたします。

新システム移行前に獲得された交換可能ポイントの有効期限は、2018年8月より5年後の2023年8月14日とさせていただきます。

## 4. ショッピングご利用代金のご請求月

現在は、一部のご利用代金につきましては、締切日(毎月5日)当月の27日にご請求するところ、翌月の27日にご請求している場合がございます。新システムでは、締切日(毎月5日)当月の27日にご請求するよう変更いたします。

この変更に伴い、携帯電話料金・保険料・電気・ガスなどの毎月継続してご利用となる料金の一部につきましては、一時的に、2ヶ月分をご請求させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

なお、2ヶ月分のお支払いが困難な場合は、お手数ではございますが、ポルシェカードデスクまでご相談いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

ポルシェカードデスク **0120-656-911** 受付時間 **9:30～18:00**(日祝休)

## 5. ご利用明細書

### 【カードご利用明細書WEBサービス】

ご利用金額等のお知らせは毎月17日にNETstation\*APLUSにご登録のe-mailアドレスに送付しておりますが、新システムでは、ご利用明細書の作成日(毎月14日)から弊社処理日までにご利用金額等の変更があった場合、変更後の内容を毎月22日に改めて送付いたします。

この変更に伴い、1ヶ月に2通、送付される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※法人カード会員様はカードご利用明細書WEBサービスはご利用いただけません。

### 【ご利用明細書(郵送)】

ご利用金額等のお知らせは毎月19日～23日に郵送しておりますが、新システムでは、ご利用明細書の作成日(毎月14日)から弊社処理日までにご利用金額等の変更があった場合、変更後の内容を毎月24日～26日に改めて郵送いたします。

この変更に伴い、1ヶ月に2通、郵送される場合がございますので、あらかじめご了承ください。

# 会員規約

2018年8月6日付にて会員規約の一部を以下のとおり変更いたします。  
なお、カードの種類によって会員規約の条項数が異なる場合がございます。  
(注) 緑色の条文、条項数が変更箇所です。

## 現在

### アプラスカード会員規約

#### <一般条項>

- 第1条(会員および家族会員) 略
- 第2条(カードの貸与・有効期限) 略
- 第3条(年会費) 略
- 第4条(暗証番号) 略
- 第5条(カードの機能) 略
- 第6条(付帯サービス等) 略
- 第7条(カードの利用可能枠)

- (1) 当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。
- (2) 当社は、2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、リボ払い(以下、これらの支払方法を総じて、本条において「分割払い等」といいます。)に係る利用可能枠(以下「顧客割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。顧客割賦利用可能枠は会員に対して付与されるものとします。
- (3) 当社は、顧客割賦利用可能枠の範囲内で、かつ(1)に定めるカードの利用可能枠を上限として、カード毎に分割払い等に係る利用可能枠(以下「カード割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。
- (4) 会員がカード(カードキャッシング専用カードおよび法人カードを除きます。以下、本項において同じ)を複数枚保有する場合において、分割払い等の方法によりカードショッピングをする場合は、会員は、カード割賦利用可能枠の範囲内で、かつ顧客割賦利用可能枠を超えない範囲内において、カードショッピングをすることができるとします。
- (5) 当社は、カードキャッシングの利用可能枠を、第1項のカードの利用可能枠の範囲内で当社が審査のうえ決定し、定めるものとします。
- (6) 本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示その他当社所定の方法により通知するものとします。
- (7) 会員は、当社が認めた場合を除き、本条に定める利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額について速やかに一括して支払うものとします。また、会員が顧客割賦利用可能枠またはカード割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」(締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。以下同じ)として取り扱われることに会員は異議のないものとします。
- (8) 日本国外におけるカードの1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。
- (9) 当社は、会員または会員のカード利用が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カードの利用を停止し、あるいは利用可能枠を減額できるものとします。
  - ① 会員がカード利用が本規約に違反する場合、あるいは違反するおそれがある場合、その他不審な点がみられた場合。
  - ② 会員の信用状態が著しく悪化した場合。
  - ③ 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。
  - ④ 会員の借入残高あるいは利用残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。
  - ⑤ その他当社が必要と認めた場合。
- (10) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。
- (11) 当社は、会員が希望し、当社が適当と認めた場合には、本条に定める利用可能枠を増枠できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合は増枠しないものとします。
- (12) 会員が、当社のカード(カードキャッシング専用カードを含む。)を複数枚保有する場合は、会員はカードキャッシングを利用するカードを指定するものとします。なお、会員によるカードの指定がない場合は、当社は、カードを指定することができるものとします。
- (13) 会員は、会員または当社が(10)において指定したカード以外のカードについて、新たにカードキャッシングを利用することができなくなることをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第8条(支払い) 略

#### 第9条(日本国外の利用代金の円への換算) 略

#### 第10条(カード利用による支払金等の充当順位) 略

#### 第11条(費用等の負担) 略

#### 第12条(公租公課) 略

#### 第13条(カードの紛失・盗難・偽造) 略

#### 第14条(カードの再発行) 略

#### 第15条(期限の利益喪失) 略

#### 第16条(謝会ならびにカードの利用停止と返却) 略

#### 第17条(カード利用の一時停止)

会員が、カード利用可能枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性の高い商品(貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない。)を連続して購入する等、カード利用状況が不審なものと当社が判断した場合、もしくは第8条に規定する支払いの遅延状況によっては、当社は、会員に対して特段の通知を要せず、当該カードの利用を一時的に停止することができるものとします。また、その場合、当社はカードの返却を求められることができるものとし、当社から委託を受けた者または加盟店からカードの回収の要請があった場合は、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

#### 第18条(カードの破棄等) 略

#### 第19条(届出事項の変更等) 略

#### 第20条(諸法令等の適用) 略

#### 第21条(債権譲渡) 略

#### 第22条(規約の変更) 略

#### 第23条(準拠法) 略

#### 第24条(合意管轄裁判所) 略

#### 第25条(反社会的勢力の排除) 略

#### 第26条(カードショッピングの利用方法)

- (1) 略
- (2) カードの利用に際しては、カード利用可能枠の範囲内であっても原則として当社の承認を必要とします。なお、この場合、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により当社が加盟店もしくは会員に対してカードの利用状況等に関し照会を行うことに会員はあらかじめ同意するものとします。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

#### 第27条(カードショッピングの支払金の支払方法) 略

#### 第28条(遅延損害金) 略

#### 第29条(早期完済の特約) 略

#### 第30条(見本・カタログ等と現物の相違) 略

#### 第31条(支払停止の抗弁) 略

#### <カードキャッシング条項>

※本条項は、カードにキャッシング利用可能枠が付与されている場合のみ適用されます。

#### 第32条(カードキャッシングの利用方法)

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 会員は、カード利用可能枠のうちキャッシング利用可能枠内で繰り返しカードキャッシングをご利用いただけます。なお、ご利用やご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。
- (5) 略

#### 第33条(取引内容に係る書面の交付) 略

#### 第34条(カードキャッシングの返済金の返済方法) 略

#### 第35条(遅延損害金) 略

#### 第36条(利息制限法との関係) 略

#### 第37条(貸付の契約に係る勧誘) 略

以上

## 変更後(2018年8月6日付)

### アプラスカード会員規約

#### <一般条項>

- 第1条(会員および家族会員) 略
- 第2条(カードの貸与・有効期限) 略
- 第3条(年会費) 略
- 第4条(暗証番号) 略
- 第5条(カードの機能) 略
- 第6条(付帯サービス等) 略
- 第7条(カードの利用可能枠)

- (1) 当社は、カードの利用可能枠を、家族会員の利用分を含んで審査のうえ決定し、定めるものとします。なお、本条に定める利用可能枠には、家族会員の利用分を含むものとします。
- (2) 当社は、(1)のカードの利用可能枠を、カードショッピングに係る利用可能枠(以下「ショッピング利用可能枠」といいます。)およびカードキャッシングに係る利用可能枠(以下「キャッシング利用可能枠」といいます。)の合計により定めるものとします。
- (3) 当社は、ショッピング利用可能枠の範囲内で、2回払い、ボーナス一括払い、回数指定分割払い、リボ払い(以下、これらの支払方法を総じて、本条において「分割払い等」といいます。)に係る利用可能枠(以下「割賦利用可能枠」といいます。)を審査のうえ決定し、定めるものとします。
- (4) 会員が当社から複数枚のカードの貸与を受けた場合、それら複数枚のカード全体における利用可能枠の合計金額にはなりません。
- (5) 本条に定める利用可能枠は、当社が会員に対してカードを発送する際に同封する台紙等に表示その他当社所定の方法により通知するものとします。
- (6) 会員は、当社が認めた場合を除き、本条に定める利用可能枠を超えてカードを利用してはならないものとします。なお、当社の承認なくカードの利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、カードの利用可能枠を超えた金額について速やかに一括して支払うものとします。また、会員が割賦利用可能枠を超えてカードショッピングを行った場合は、当該超過分は、「翌月1回払い」(締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。以下同じ)として取り扱われることに会員は異議のないものとします。
- (7) 日本国外におけるカードの1回当りの利用可能枠は、国別に当社が定めるものとします。
- (8) 当社は、会員または会員のカード利用が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カードの利用を停止し、あるいは利用可能枠を減額できるものとします。
  - ① 会員のカード利用が本規約に違反する場合、あるいは違反するおそれがある場合、その他不審な点がみられた場合。
  - ② 会員の信用状態が著しく悪化した場合。
  - ③ 会員が、関係法令または当社が属する業界団体等の自主規制(以下「関係法令等」といいます。)に基づき当社が提出を求めた収入証明書類、その他の必要書類を提出しなかった場合。
  - ④ 会員の借入残高あるいは利用残高が、関係法令等に定められた上限を超過する場合。
  - ⑤ その他当社が必要と認めた場合。
- (9) 当社が前項の措置を講じる場合、関係法令等により通知が義務づけられている場合を除いて会員に対して特段の通知を要しないものとします。
- (10) 当社は、会員が希望し、当社が適当と認めた場合には、本条に定める利用可能枠を増枠できるものとします。ただし、会員から増枠を希望しない旨の申出があった場合は増枠しないものとします。

#### (12) 削除

#### (13) 削除

#### 第8条(支払い) 略

#### 第9条(日本国外の利用代金の円への換算) 略

#### 第10条(カード利用による支払金等の充当順位) 略

#### 第11条(費用等の負担) 略

#### 第12条(公租公課) 略

#### 第13条(カードの紛失・盗難・偽造) 略

#### 第14条(カードの再発行) 略

#### 第15条(期限の利益喪失) 略

#### 第16条(謝会ならびにカードの利用停止と返却) 略

#### 第17条(カード利用の一時停止)

会員が、カードの利用可能枠を超えた利用をした場合またはしようとした場合、利用可能枠内であっても短時間に換金性の高い商品(貴金属、商品券類等を指すが、これらに限らない。)を連続して購入する等、カード利用状況が不審なものと当社が判断した場合、もしくは第8条に規定する支払いの遅延状況によっては、当社は、会員に対して特段の通知を要せず、当該カードの利用を一時的に停止することができるものとします。また、その場合、当社はカードの返却を求められることができるものとし、当社から委託を受けた者または加盟店からカードの回収の要請があった場合は、会員は異議なくこれに応ずるものとします。

#### 第18条(カードの破棄等) 略

#### 第19条(届出事項の変更等) 略

#### 第20条(諸法令等の適用) 略

#### 第21条(債権譲渡) 略

#### 第22条(規約の変更) 略

#### 第23条(準拠法) 略

#### 第24条(合意管轄裁判所) 略

#### 第25条(反社会的勢力の排除) 略

#### 第26条(カードショッピングの利用方法)

- (1) 略
- (2) カードの利用に際しては、カードの利用可能枠の範囲内であっても原則として当社の承認を必要とします。なお、この場合、利用する取引や購入商品の種類、利用金額等により当社が加盟店もしくは会員に対してカードの利用状況等に関し照会を行うことに会員はあらかじめ同意するものとします。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

#### 第27条(カードショッピングの支払金の支払方法) 略

#### 第28条(遅延損害金) 略

#### 第29条(早期完済の特約) 略

#### 第30条(見本・カタログ等と現物の相違) 略

#### 第31条(支払停止の抗弁) 略

#### <カードキャッシング条項>

※本条項は、カードにキャッシング利用可能枠が付与されている場合のみ適用されます。

#### 第32条(カードキャッシングの利用方法)

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 会員は、キャッシング利用可能枠の範囲内で繰り返しカードキャッシングをご利用いただけます。なお、ご利用やご返済により返済の期間・回数・総支払額は変動します。
- (5) 略

#### 第33条(取引内容に係る書面の交付) 略

#### 第34条(カードキャッシングの返済金の返済方法) 略

#### 第35条(遅延損害金) 略

#### 第36条(利息制限法との関係) 略

#### 第37条(貸付の契約に係る勧誘) 略

以上